

経 済 水 道 委 員 会
説 明 資 料

令和3年3月2日

上 下 水 道 局

目 次

	ページ
1 補正予算の対象事業について.....	1
2 示談に至る経過について.....	2
3 損害賠償の内訳について.....	3

1 補正予算の対象事業について

(単位 百万円)

区分	整備内容	事業費
浸水対策	下水管 雨水調整池等の建設 名古屋中央雨水調整池 堀川左岸雨水調整池流入管 ほのか雨水調整池流入管	518
	ポンプ所 ポンプの増強 三階橋ポンプ所 内浜ポンプ所 守山水処理センター内ポンプ所	456
	小計	974
下水道施設の リフレッシュ	下水管 下水管の改築 豊国幹線	100
	ポンプ所 ポンプ所の設備の改築 中小田井ポンプ所 高蔵ポンプ所 大手ポンプ所	126
	小計	226
計		1,200

2 示談に至る経過について

時 期	内 容
平成 29 年 7 月 7 日	漏水した水が店舗に浸入し、被害が発生
7 月 10 日	ビルの管理会社が当局に通報
7 月 13 日	当局が漏水修理を完了
7 月 20 日	当局、被害者及びビルの所有者で被害状況を確認
8 月 23 日～	被害者がビルの所有者に対し、損害賠償を請求 当局が被害者に対し、漏水状況の資料を提供 当局がビルの所有者に対し、被害者への対応状況を確認
平成 30 年 8 月 30 日	被害者が当局に対し、損害賠償を請求
9 月 21 日～	当局が被害者に対し、損害額の算定に必要な資料の提出や修繕についての説明を依頼
平成 31 年 1 月 15 日～	当局が被害者に対し、提出された資料について質問し、回答を依頼
令和 2 年 2 月 3 日	被害者が当局に対し、質問に対する回答を提出
3 月 24 日～	当局と被害者との間で損害の範囲及び額を確認
12 月 28 日	損害賠償について合意
令和 3 年 1 月 13 日	示談書を締結

3 損害賠償の内訳について

(単位 円)

項 目	内 容	金 額
建物設備修繕費	天井・壁 (38m ²)、 床 (32m ²) 補修等	4,968,000
営業補償費	41日分 (1日あたり 62,240円)	2,551,840
	計	7,519,840

